

質問書に対する回答(その2)

No.	項目	内容	回答
2	仕様書4(1)⑧について	目的外使用にかかる業務とはどのような業務か。	業者等からの目的外使用の申し出の全てにおいて、
14	(仕様書4(1)⑧)について	受託者は、施設の目的外使用に関する事務(申請受付、説明、日程調整等)を委託者の指示に基づき代行するが、使用の許可及び使用料の決定・収受は委託者が行う。とありますが、この代行業務の具体的な範囲と手続きについて、詳細を教えてください。	その業者等との連絡・調整を行い、 指定管理者が市に許可を申請し、 市は指定管理者に対し使用を許可し、 指定管理者が目的外使用料を支払うこととなります。 なお、この目的外使用料相当額については、指定管理者が業者等から徴収等することも可能です。 例) 自動販売機設置の場合 目的外使用許可申請書 指定管理者⇒市 目的外使用料 指定管理者⇒市 自動販売機電気料 指定管理者⇒市 自動販売機売上手数料 業者⇒指定管理者
15	光熱水費等の負担区分について	しろしたテラスと肱南コミュニティセンターの電気代や上下水道使用料を分離するための具体的な計測・算出方法について、現状の想定を教えてください。	仕様書6「指定管理料」(1)②※に記載誤りがありました。「受託者」ではなく「委託者」が負担することになります。今回の指定管理料の積算に光熱水費は含まれておりませんので、委託者が支払うこととなります。 なお、指定管理者が自主事業等で使用した光熱水費については、使用実績等により2年後の見直し時に負担していただく可能性があります。
16	河川占用申請等の行政手続きについて	市が具体的に提供できる行政的な支援があれば教えてください。	河川占用申請を行う場合については、大洲市と指定管理者との連名で申請する等、協力して行うことは可能です。
17	指定管理料の支払い時期について	受託者は、毎年4月10日までに、指定管理料の支払いに関する請求書を委託者に送付するものとされています。本事業における管理運営の開始予定日は令和8年4月1日です。	御見込みのとおりです。

		す。したがって、令和8年4月10日までに請求書を提出し、その後30日以内に支払われるため、支払い時期は年度の比較的早い段階(4月または5月上旬)となる認識でよろしいでしょうか。	
18	肱南コミュニティセンターとの連携ニーズ	複合施設として、肱南コミュニティセンターとの相互連携が求められています。コミュニティセンター側や地域住民側から、しろしたテラスに期待されている具体的な協働事業のアイデアや、解決を求められている地域課題があれば教えてください。	指定管理者に対しては、肱南コミュニティセンターが企画・運営する事業への協力や、施設運営における相互支援を通じて、効率的な施設運営や省力化を図ることが期待されています。 また、両施設が連携することにより、固定化しつつある事業に、新しい取り組みやアイデアを取り入れ、より多くの地域住民の交流促進や、地域内外・多世代の住民交流の機会の創出につながることを求められています。
19	自主事業収益の地域還元に関する市の期待	収益の一部は「地域貢献事業への還元を図る」とされています。市が想定する「地域貢献」の具体的な活動例や還元割合の目安、または地域コミュニティ(肱南地区など)が特に求めている資金援助や支援のニーズがあれば教えてください。	地域行事(盆踊り、夜市など)への積極的な参加や、地域の小中学校等へのカヌー等の体験機会の創出、周辺施設の清掃、緑化活動、地域クラブ等の用具整備に対する支援などへの還元を期待しています。
20	周辺インフラ整備の状況	しろしたテラスは賑わい創出の拠点ですが、周辺の公園や道路などの公共空間において、今後予定されている市や国による更なるインフラ整備計画(市民会館移設後の跡地利活用等)があれば教えてください。	未定
21	許認可取得体制について	自主事業として飲食物の提供を行う場合、食品衛生法に基づく飲食店営業等の許認可が必要となります。施設の設計・建設は委託者側で行われますが、オープンカウンターは、自主事業でカフェ営業を行うことを想定した衛生面や設備面での法的基準(食品衛生法、建築基準等)を満たした構造として竣工される予定でしょうか。	しろしたテラス施設設計において、カフェ等の営業等は想定していないことから、施設の設備は、保健所の定める設備基準等を満たすことができません。 オープンカウンターについても、食品等を加工せずそのまま提供して、販売を行うことを想定しています。
22	許認可取得体制について	自主事業としてのカフェ営業等に必要な食品衛生法上の営業許可の申請および取得は、事業主体である指定管理者の	御見込みのとおりです。

		責任と費用において実施するという認識でよろしいでしょうか。	
23	施設の利用者について	カヌー体験者や観光客といった外部利用者の利用目標や、市が特に呼び込みたいターゲット層(例:ファミリー層、若年層、インバウンドなど)について、具体的な想定があれば教えてください。	あらゆる世代に体験の機会を提供し、地域資源である肱川の魅力を幅広く発信することを重視しており、特にターゲット層は限定していません。ただし、しろしたテラスは、教育委員会が所管し、子供たちの健全育成を目的としていることから、子供たちのカヌー体験の機会を積極的に増やしていただきたいと考えます。
24	自主事業について	自主事業として、受託者(指定管理者)がカヌーを製造し、それを施設内で販売することは、施設の設置目的(カヌー体験を通じた子どもたちの健全な育成、地域住民や観光客の交流拠点としての役割)に合致し、かつ「営利目的が過度とならないよう注意」という条件の下で可能でしょうか。	条件の範囲内で可能です。
25	自主事業について	自主事業として、カヌー本体(または SUP 等のパドルスポーツ用品)を外部から仕入れ、施設内のカウンターやイベントスペース(マルシェ、イベント等)で販売することは可能でしょうか。	特定のメーカーや業者との独占的取引に該当せず、公平性を損なわないものであれば、原則として実施可能です。
26	自主事業について	自主事業として物品販売を行う場合、事前に地域団体(自治会、商店会等)との連携・調整は必須でしょうか。	近隣商店と過度に競合せず、トラブル防止につながる物品等等でなければ、地元地域団体との連携・調整は必ずしも必要ではありません。
27	自主事業について	施設の有効活用(利用者サービスの向上、活性化)のために必要な消耗品(例:飲み物、カヌー体験に必要な小物、地域のお土産品など)を施設内で販売することは、指定管理者(受託者)の自主事業として認められるでしょうか。	カヌー関連用品、飲料、地域振興につながる商品等、施設利用と関連性のあるものであれば、販売は可能です。
28	オープンテラスについて	オープンテラスの収容人数は何人か。	概ね 200~250 人以内です。